

「建築設備に係る軽微な変更の参考事例」 FAQ

平成31年4月25日

No	該当箇所	質問	回答
【共通】			
1	全般	本参考事例の適用については、審査機関等の判断と解釈してよいか。	参考事例における変更内容については、規則第3条の2第1項第15号に基づき、軽微な変更として取り扱うことが可能と考えていますが、適用の有無については各審査機関へお問い合わせください。
【換気設備】			
2	No.1-4 給排気機の台数の増減	台数の変更に伴い設計風量が減少した場合、建築基準法関係規定に適合することが明らかであれば軽微な変更と解釈してよいか。	あくまでも台数の変更のみであり、設計風量が減少することは想定していません。
3	No.1-5 換気ダクトルートの変更	給排気機のダクトルートの変更に伴い、ダクト長さが変更が生じる場合、圧力損失を考慮して必要換気量を満足すれば軽微な変更と解釈してよいか。	ダクト長さが変更し、圧力損失に変更が生じたとしても、給排気機等の能力が減少しなければ規則第3条の2第1項第15号に該当するものと考えます。
【非常用の照明装置】			
4	No.3-1 照明器具の変更	白熱灯とLEDでは床面における必要照度が異なりますが、軽微な変更として取り扱ってよいか。	「想定される具体例」のとおりです。
【避雷設備】			
5	No.4-2 受電部システムの変更	受雷部が、水平導体から突針へ変更する場合も、軽微な変更該当するかどうか。	「想定される具体例」については、過去の事例等に基づき、軽微な変更として取り扱うことが判断できるものについて、一例として示しています。ご質問のケースについては、各審査機関へお問い合わせください。
給排水その他の配管設備			
6	No.5-3 給水タンク及び貯水タンクの材質及び容量の変更	受水槽の材質をFRP製からSUS製に変更する場合は、計画の変更該当するかの。	「想定される具体例」については、過去の事例等に基づき、軽微な変更として取り扱うことが判断できるものについて、一例として示しています。ご質問のケースについては、各審査機関へお問い合わせください。
7	No.5-5 防火区画等貫通部措置工法の変更	防火区画を貫通する管の材料を不燃材料に変更する場合は、軽微な変更該当するかの。	防火区画を貫通する管の材料を同等以上の構造を有するものに変更する場合は、No.5-5のほか、No.5-4「配管設備の材質の変更」にも該当するものと考えます。